

令和5年度「山之上小学校 いじめ防止基本方針」 R5. 4. 7

はじめに

ここに定める「山之上小学校いじめ防止基本方針」は平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策などを示すために策定し、平成29年8月22日の改定を受けて加筆修正したものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・いじめは、誰にも起こり得るものである。これは、自分からは言いにくいものであり、見ようと思つて見ないと見つからないものである。さらに、いじめは学校の内外を問わずに行われることを教師が認識しなければならない。
- ・いじめは、いじめられた者の心身に甚大な影響を及ぼすものであることを一人ひとりの児童が認識するように指導をすすめていかなければならない。
- ・いじめの防止の対策は、全職員が家庭や地域・関係機関等との連携を密にしながら、一致団結して指導体制を確立して早期発見・早期対応に努めなければならない。

(3) 学校としての構え

- ・学校教育目標「けやきのようにたくましい子 けんこうな子 やさしい心の子 きたえ学ぶ子」を受け、「自分から進んで」を合い言葉に仲間を思いやる心を大切にし、自ら判断し、進んで行動できる子の育成をめざす。
- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止・早期発見に努め、いじめを発見した際には即刻対応を行い、児童を守る。
- ・「いじめは人間として絶対に許せない」という意識を、教育活動全体を通して、児童一人ひとりに徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・スクールカウンセラーによる「SOS の出し方」の授業を位置づける。
- ・ソーシャルスキルトレーニング（SST）を5，6年生対象に年間4～5回ずつ行い、よりよい人間関係づくりに取り組む。（外部講師）

2 いじめの未然防止・対策委員会について

- ・「いじめ・不登校未然防止対策委員会」を設置する。
- ・委員会は、いじめの防止・早期発見・対応に関する取組を効果的に行うために設置する。
- ・この委員会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援コーディネーター・担任をもって組織し、必要に応じてスクールカウンセラーや外部の専門家や有職者も参加する。また、事態に応じて「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」や「暴力行為等防止支援員」も活用していく。

- ・いじめ・不登校に係る諸問題についての情報は、毎週木曜日に実施している生徒指導交流を通じて収集し、必要に応じて特設会議を行う。

3 いじめの未然防止のための取組み

- (1) 居場所のある学校経営・学級経営の充実を図る。
 - ①「分かった できた」と実感できる授業を展開する。
 - ②互いのよさを見つける活動を位置付けることで、自己肯定感・自己有用感を高めるとともに、望ましい人間関係を育む学校経営・学級経営を行う。
 - ③一人ひとりの役割を明確にした係活動の充実を図る。
 - ④道徳の授業を通して、人権感覚を磨き、思いやりの心を育成していくことで人の気持ちを推し量ることのできる児童の育成、人の心の痛みがわかる児童の育成に努める。
 - ⑤「児童会・生徒会新聞づくり事業」への参加や「いじめ撲滅と明るい地域づくり宣言」のもと、年に2回「ひびきあい集会（宣言）」を行い、人権意識を高める。また、「いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決してゆるめられないこと」であることを伝えながら、いじめに向かわない態度の育成やいじめを許さない環境づくりを図る。
 - ⑥発達障がいを含む障がいのある児童、外国籍の児童に対して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め合える心を育てる。
 - ⑦PTAの協力を得ながら「あいさつ運動」の充実を図る。
- (2) 相談体制の充実を図る
 - ①年間5回、教育相談アンケートを実施し、児童の気持ちを理解することに努める。
 - ②児童の表情や行動の裏にあるサインを見逃さず、日常的な声かけや児童との積極的な会話を心がける。また、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（ハイパーQ-U）を実施し、活用する。
 - ③諸検査を通して、児童の実態を的確に把握し理解を深めていく。
 - ④情報モラルに係る指導を実施する。
 - (3) 地域・家庭への啓発
 - ①「いじめ防止基本方針」を山之上小ホームページに掲載し、いつでも閲覧できるようにするとともに、PTA 総会等で保護者や地域にも紹介しながら、地域・家庭・学校が本方針に対する共通認識をもち、連携していじめ問題に取り組んでいく。
 - ②年間2回の「ひびきあい集会（宣言）」を実施し、人権に関わる学校の取組について、地域や保護者へ啓発する。
 - ③ネットにつながる情報端末の取扱いに関する指導の推進及び、家庭への啓発を行う。

4 いじめの早期発見・即刻対応のための取組

- (1) 調査の実施
 - ・「教育相談アンケート」（年間5回）、教育相談週間（年間2回）、家庭訪問（ポストイン）（年間1回）、個人懇談（年間1回）学級懇談会（年間3回）を活用して児童の学校や家庭での実態把握に努める。また、アンケートは卒業するまで学校で保管するとともに、いじめに関わる聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで5年間保存する。
- (2) 児童の実態交流
 - ・毎週木曜日に生徒指導交流を位置付け、情報の交流を図る。また、いじめが発覚した場合は、すぐに委員会を開催して具体的な対応策を協議する。
 - ・学級担任や生徒指導、養護教諭等全職員がサインを見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラー等と協力し、対応にあたる。（毎朝の出席情報の共有）

- ・いじめと捉える行為が発生した場合、即座にいじめを受けた児童や保護者に対して支援を継続的に行うとともに、いじめをした児童については児童への指導と保護者に助言を与えるようにする。
- (3) 教職員研修の充実
 - ・年度当初の職員会で、「山之上小学校いじめ防止基本方針」及び「生徒指導危機管理マニュアル」についての共通理解を図る。また、「教育相談研修」や「ハイパーQU研修」を行い、一人ひとりの教職員が、早期発見、即刻対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、いじめを始めとする生徒指導上の問題に関する校内研修を充実する。
- (4) 保護者との連携
 - ・保護者との連携を密にして問題の早期発見を図る。また、いじめの問題について、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組んで行こうとする前向きな関係を築くことを大切にする。

5 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時の対応

①対応の基本方針

- ・即刻に対応することを第一とする。
- ・「いじめ対策委員会」で方針を確認する。事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にして組織的に対応していく。
- ・事案に応じて、専門家を加えるなどして対応する。
- ・対応の方針や調査結果については、被害児童やその保護者に対して適切に情報を提供する。

②対応の重点

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報を共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が確認された場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。
- ・保護者との連携のもと、謝罪の指導を行う中で、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめた児童が自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた長期的な取組を行う。
- ・「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること」及び被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」をいじめが「解消している」と判断し、「解消している」と判断されるまでは組織的な対応を継続する。

(2) 重大事態と判断された時の対応

①重大事態の定義

- ・いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態になった」という申し立てがあった場合

②上記の場合の対応

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに加茂警察署に通報し、適切な援助を求める。

6 学校評価における留意事項

- ・いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため学校評価において「いじめの早期発見の取組に関すること」「いじめの再発を防止するための取組に関すること」を加味し、適切に学校の取組を評価する。

7 年間計画

	職 員	児 童	保 護 者
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策についての共通理解を図る ・児童に関する情報交換 ・SGE 研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・1年生を迎える会 ・毎週火曜日の朝活動：SGE 	<ul style="list-style-type: none"> ・校報「けやき」を通していじめ防止啓発 ・授業参観 ・家庭訪問（ポストイン）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する情報交換 ・大型連休の過ごし方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイパーQ-Uの実施① ・教育相談アンケート① ・SSTの授業6年①（講師） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート② ・ひびきあい集会（宣言） ・情報モラル ・SOSの出し方① ・SSTの授業4年①、2年①（講師） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する情報交換 ・自己評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・SSTの授業6年②（講師） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・学校評価の実施
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導校内研修会 ・人権教育校内研修会 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート③ ・SOSの出し方② ・ 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・SOSの出し方③ ・SSTの授業6年③（講師） ・SSTの授業1年①5年①（担任） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイパーQ-Uの実施② ・教育相談アンケート④ ・SOSの出し方④ ・SSTの授業2年②6年④（担任） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとまつり ・授業参観
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する情報交換 ・自己評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひびきあい集会（成果） ・SSTの授業3年①4年②（担任） 	<ul style="list-style-type: none"> ・150周年
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する情報交換 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する情報交換 ・本年度のまとめと来年度の方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート⑤ ・大なわ大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する情報交換 ・自己評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の振り返り ・学校評価の実施

※児童に関する情報交換は、毎週の木曜日の放課後（生徒指導交流会時）に実施する。